

鱒ヶ沢町漁業者経営安定給付金交付要綱

(趣 旨)

第1条 町は、新型コロナウイルス感染症拡大により魚価安などの影響を受けた漁業者の経営安定に資するため、予算の範囲内において、鱒ヶ沢町漁業者経営安定給付金（以下「給付金」という。）を交付するものとし、その交付については鱒ヶ沢町補助金等の交付に関する規則（平成13年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(給付金の交付対象者)

第2条 給付金の交付対象者は、鱒ヶ沢町内に住所を有する漁業者であり、次の各号に該当する漁業者とする。

(1) 町内の漁業協同組合（以下「漁協」という。）に所属する組合員で、次の漁法により漁業に従事していること。

ア 沖合底引き網漁業

イ イカ釣り漁業

ウ 小型定置網漁業

エ 刺し網漁業

オ 釣り漁業

カ 磯回り漁業

(2) 3～7月までの1月の水揚げ金額が前年同月比30%以上減少していること。

(給付金額)

第3条 給付金額は、次の水揚げ減少金額計算式で算出された水揚げ減少額又は漁法別上限額いずれか低い額とする。

水揚げ減少金額計算式

$$2020年対象月の水揚げ金額合計 - 2019年対象月の水揚げ金額合計 = 水揚げ減少額$$

漁 法	上 限 額
沖合底引き網漁業	100万円
イカ釣り漁業	30万円
小型定置網漁業	20万円
刺し網漁業、釣り漁業、磯回り漁業	5万円

(給付金の申請)

第4条 給付金の申請は、次の各号のとおりとする。

(1) 対象となる漁業者は、給付金申請兼請求書（第1号様式）に実績明細表（別紙1）を添付し、所属する漁協に提出するものとする。

(2) 漁協は、漁業者より申請があった場合は、第6条の規定により速やかに交付申請するものとする。

(漁協の役割)

第5条 漁協は、給付金について漁業者に周知するとともに、対象となる漁業者から申

請兼請求があった場合にはその申請を取りまとめのうえ、次条の規定により、給付金交付申請書（第2号様式）を町長に提出するものとする。

2 前項の申請により給付金が交付されたときは、速やかに対象となる漁業者に交付するものとし、給付金の交付が完了したときは、第7条による実績報告書を対象となる漁業者からとりまとめのうえ、町長に提出するものとする。

（交付申請）

第6条 給付金の交付を申請しようとする漁協は、給付金交付申請書（第2号様式）を町長に提出するものとする。

2 前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

（1）事業計画書（第3号様式）

（2）収支予算書（第4号様式）

（3）対象となる漁業者から提出のあった給付金申請兼請求書（第1号様式）及び実績明細表（別紙1）の写し

（4）その他町長が必要と認める書類

3 町長は、給付金の交付の申請があったときは、当該書類等を審査し、給付金の交付を決定したときは、給付金交付決定通知書（第5号様式）により申請者の所属する漁協組合長に通知するものとする。

（給付金の交付の条件）

第7条 次に掲げる事項は、給付金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

（1）給付金の交付の内容の変更、中止又は廃止する場合をする場合において、変更（中止、廃止）承認申請書（第6号様式）を町長に提出してその承認を受けること。

（2）給付金の交付が予定の期間内に完了しない場合、又は遂行が困難となった場合において、速やかにその旨を町長に報告してその指示を受けること。

（3）給付金の交付の状況、経費の収支、その他に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを給付金の交付を受けた年度終了後5年間保管しておくこと。

2 町長は、前項第1号の申請があったときは、当該書類等を審査し、変更、中止又は廃止を認めたときは、変更（中止、廃止）承認通知書（第7号様式）により、漁協組合長に通知するものとする。

（実績報告及び給付金の確定）

第8条 漁協は、給付金の交付が完了したときは、完了の日（助成事業の廃止の承認を受けた場合はその日）から起算して30日を経過した日又は当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに完了（廃止）実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添付して町長に提出するものとする。

（1）事業実績書（第3号様式）

（2）収支精算書（第4号様式）

（3）その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項に規定にする書類を受理したときは、当該書類を審査し、交付すべき給付金の額を確定したときは、給付金確定通知書（第9号様式）により、漁協組合長に通知するものとする。

(給付金の請求)

第9条 給付金の請求は、前条第2項に規定する給付金額が確定した後、精算払い請求書(第10号様式)を町長に提出して行うものとする。ただし、第6条第3項の給付金交付決定通知後、概算払い請求(第10号様式)があった場合は、概算払いにより交付することができる。

附 則

(施工期日)

1 この訓令は、令和2年6月1日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、この訓令の施行の日から起算して2年を経過した日に、その効力を失う。

第1号様式（第4条関係）

令和 年 月 日

_____ 漁業協同組合 組合長 殿

住 所
氏 名

鱒ヶ沢町漁業者経営安定給付金申請兼請求書

「鱒ヶ沢町漁業者経営安定給付金」について、給付金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請（請求）します。

記

1 漁法

<input type="checkbox"/>	沖合底引き網漁業
<input type="checkbox"/>	イカ釣り漁業
<input type="checkbox"/>	小型定置網漁業
<input type="checkbox"/>	刺し網漁業
<input type="checkbox"/>	釣り漁業
<input type="checkbox"/>	磯回り漁業

※該当するカ所に○

2 減少月及び減少率 _____ 月 _____ %

3 給付金の交付申請（請求）額 _____ 円

4 添付書類

(1) 水揚げ金額実績明細表（別紙1）

第2号様式（第6条関係）

令和 年 月 日

鱒ヶ沢町長 殿

住 所
漁 協 名
組 合 長 名

鱒ヶ沢町漁業者経営安定給付金交付申請書

「鱒ヶ沢町漁業者経営安定給付金」について、給付金の交付を受けたいので、鱒ヶ沢町漁業者経営安定給付金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 給付金の交付申請額

漁 法	件数	金額（円）
沖合底引き網漁業		
小型定置網漁業		
刺し網漁業		
釣り漁業		
磯回り漁業		
イカ釣り漁業		
計		

2 添付書類

- (1) 事業計画書（第3号様式）
- (2) 収支予算書（第4号様式）
- (3) 対象となる漁業者から提出のあった給付金申請兼請求書（第1号様式）及び実績明細表（別紙1）の写し

第3号様式（第6条、第8条関係）

事業計画（実績）書

1 事業内容

(1) 給付金の名称

(2) 目的及び内容

(3) 概 要

2 経費等

(1) 要する（要した）経費

費 用	金 額（円）	備 考
合 計		

(2) 給付金交付申請（決定）額

費 用	金 額（円）	備 考
合 計		

注1 1(2)「目的及び内容」は、給付金の意図、予想される効果等を簡潔に記載すること。

注2 1(3)「概要」は、実施（完了）時期、実施方法、実施場所、参加者等を適宜記載すること。

注3 2(1)及び(2)の備考の欄には、費用の具体的な内容および算出基礎を記載すること。

第4号様式（第6条、第8条関係）

収支予算（精算）書

1 収入 (単位：円)

区 分	予算額	(精算額)	比 較	備 考
町漁業者経営 安定給付金				
自己負担金				
その他				
合 計				

2 支出 (単位：円)

区 分	予算額	(精算額)	比 較	備 考
合 計				

第6号様式（第7条関係）

令和 年 月 日

鱒ヶ沢町長 殿

住 所
漁 協 名
組 合 長 名

鱒ヶ沢町漁業者経営安定給付金変更（中止、廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け鱒政第 号で給付金の交付決定の通知を受けた「鱒ヶ沢町漁業者経営安定給付金」の内容を次のとおり変更（中止、廃止）したいので、鱒ヶ沢町漁業者経営安定給付金交付要綱第7条第1項の規定により関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 変更（中止、廃止）の理由

2 変更計画の内容

注 「変更の内容」については、事業計画書（第3号様式）を添付することとし、変更内容がわかるように変更部分を上下2段書きし、変更前を上段に括弧書きで記載すること。

第8号様式（第8条関係）

令和 年 月 日

鱒ヶ沢町長 殿

住 所
漁 協 名
組 合 長 名

鱒ヶ沢町漁業者経営安定給付金完了（廃止）実績報告書

令和 年 月 日付け鱒政第 号で給付金の交付決定を受けた「鱒ヶ沢町漁業者経営安定給付金」が完了（を廃止）したので、鱒ヶ沢町漁業者経営安定給付金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 給付金の交付決定額 円

2 添付書類

- (1) 事業実績書（第3号様式）
- (2) 収支精算書（第4号様式）
- (3) 給付金を受領した受領書の写し

第10号様式（第9条関係）

令和 年 月 日

鱈ヶ沢町長 殿

住 所
漁 協 名
組 合 長 名

鱈ヶ沢町漁業者経営安定給付金精算（概算）払い請求書

令和 年 月 日付け鱈政第 号で給付金の確定（交付決定）通知のあった「鱈ヶ沢町漁業者経営安定給付金」について、鱈ヶ沢町漁業者経営安定給付金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり給付金を精算（概算）払いにより交付されるよう請求します。

記

1 請求金額 _____ 円

2 振込先 _____ 銀行 _____ 店

口座種別 _____ 口座番号 _____

3 その他
（概算払いの場合はその理由）